

小規模・高齢化地域の活性化にチャレンジしてみませんか
新たに「京丹後市水と緑の里づくり支援員」を募集
集落サポーターとしてご活躍ください

平成21年10月8日
京丹後市役所

市では、人口の減少、高齢化などにより集落の自治機能を維持することが困難となりつつある小規模集落の状況を把握し、区長さんと一緒に、集落の運営をサポートしていただける「水と緑の里づくり支援員」を新たに募集します。

京丹後市水と緑の里づくり支援員

- ◎活動地域 丹後町井谷、丹後町上山、弥栄町須川、弥栄町中山、弥栄町大谷、弥栄町来見谷、久美浜町奥山 以上7集落
- ◎活動内容
- 担当する集落の目配り、逐次の集落巡回及びその状況の把握
 - 非常時、緊急時等における関係機関との連絡、援助
 - 集落住民の意見集約
 - 担任する集落での話し合いの促進、将来に向けた集落ビジョンの作成支援
 - 集落住民が主体的に行う集落振興施策への協力など
- ◎報酬 基本月額15,000円、業務従事1日につき1,600円を加算
- ◎任期 任命日から平成22年3月31日まで

応募要領

- ◎応募資格
- 担当する集落以外に住所を有し、集落の振興に熱意を持つ20歳以上のかた
 - 普通自動車の運転免許を有するかた
- ◎募集人数 7人以内

◎申込手続及び受付期間

申込書	市民協働課および各市民局にあります。また、市のホームページにも掲載します。(http://www.city.kyotango.kyoto.jp/)
申込方法	申込書に必要事項をご記入のうえ、次の書類を添えて市民協働課へ受付期間内にご持参または郵送してください。 ①履歴書（最近3か月以内に撮影した上半身の写真〈縦4cm×横3cm〉を添付） ②運転免許証の写し ※申込書および添付書類は、受付後一切お返しできません。 ※応募に際してご提出いただいた個人情報、水と緑の里づくり支援員の選考以外には使用しません。
受付期間	10月13日（火）～11月16日（月）の8:30～17:15（土曜日、日曜日、祝日は除きます）※郵送による場合は、受付期間内の消印のあるもの限り受け付けします。

◎選考方法および結果通知

選考方法	面接により決定します。
結果通知	本人宛に通知します。

お問い合わせ先

〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野226番地

京丹後市 市民部 市民協働課

T E L 0772-69-0240 F A X 0772-64-5660

E - M a i l : kyodo@city.kyotango.kyoto.jp

※募集要領・提出様式は10月8日以降、市のホームページからダウンロードいただけます。

京丹後市告示第 号

京丹後市水と緑の里づくり支援員設置要綱を次のように定める。

平成21年10月 日

京丹後市長 中山 泰

京丹後市水と緑の里づくり支援員設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、集落における自治機能とはそこに住む住民自身がお互い助け合い、及び支え合いながら自らの力でその維持及び向上を図るものであるが、本市では近年、若者の流出、少子化、高齢化等により著しく自治機能が低下しつつある集落が目立つようになってきていることから、最低限の自治機能を維持することにより主体的な集落自治を市内全域において可能とし、さらにはそこに暮らす住民の活力を取り戻すことにより将来に向けた地域の発展に資するため、京丹後市水と緑の里づくり支援員（以下「支援員」という。）を置くものとし、その設置対象の集落、支援員の任命手続、支援員の職務その他必要な事項について定めるものとする。

(対象集落及び配置人数)

第2条 支援員設置の対象となる集落は、中山間地域に位置する特に小規模で高齢化の進行が著しい集落（住民基本台帳において、65歳以上の住民が半数以上で、かつ、世帯数が10戸未満の集落をいう。以下「対象集落」という。）とする。

2 前項の規定により対象集落の要件を満たした集落は、当該年度の末日から起算して3年間は引き続き対象集落の要件を満たしているものとする。

3 市長は、対象集落の希望に基づき、当該集落に支援員1人を配置する。ただし、複数の対象集落が合同して希望する場合は、その希望する単位に1人を配置する。

(支援員の任命、任命期間)

第3条 市長は、心身が健康で、対象集落の振興に熱意及び識見を有する者のうちから支援員を選任し、及びこれを任命する。

2 支援員を選任は、公募の方法によるものとし、その募集の方法、選考の手続等は、市長が別に定める。

3 支援員の任命期間は、1年とする。ただし、年度の途中において任命された支援員の任期は、当該年度の末日までとする。

(身分)

第4条 支援員は、非常勤の特別職とする。

(職務)

第5条 支援員は、次に掲げる職務に従事する。

- (1) 担任する集落の目配り、逐次の集落巡回及びその状況の把握に関すること。
- (2) 非常時、緊急時等における関係機関との連絡、援助に関すること。
- (3) 集落住民の意見集約に関すること。
- (4) 担任する集落点検の実施、集落での話し合いの促進、将来に向けた集落ビジョンの作成支援等に関すること。
- (5) 集落住民が主体的に行う集落振興施策への協力に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、集落機能の維持又は集落の振興に関し市長が特に必要があると認める職務

(服務)

第6条 支援員は、この告示その他関係法令を遵守し、常に職務を誠実かつ公正に遂行しなければならない。

2 支援員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(身分証明書の携帯等)

第7条 支援員が職務を遂行するときは、常に身分証明書(様式第1号)を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(業務等の報告)

第8条 支援員は、勤務の都度、その職務の概要その他必要と認める事項を記録した業務日報(様式第2号)を作成し、毎月10日までに、当該月の前月分について市長に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、臨時に業務日報の提出を求めることができる。

(退任)

第9条 支援員が任命期間の途中において退任しようとするときは、退任しようとする日の30日前までに市長に退任願(様式第3号)を提出し、及びその承認を受けなければならない。

(解職)

第10条 市長は、支援員が次の各号のいずれかに該当するときは、解職することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (3) 第6条の規定に違反し、支援員としての適格性を欠くとき。

(庶務)

第11条 支援員に関する庶務は、市民部市民協働課が担任する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、支援員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年 月 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

（表）

65 ミ リ メ ー ト ル	写真	身分証明書	
	正面、脱帽にて 3箇月以内に撮 影したもの	氏名	
		生年月日	年 月 日
	上記の者は、京丹後市水と緑の里づくり支援 員設置要綱第3条に規定する支援員であること を証明する。		
	有効期間	年 月 日から	年 月 日
	90 ミリメートル		

（裏）

注意事項
1 この証明書は、職務を遂行するときは、常に携帯し、関係者から請求があったときには、これを提示しなければならない。
2 この証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを訂正してはならない。
3 この証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。
4 この証明書は、退任し、又は解職されたときは、直ちに返納しなければならない。

様式第2号（第8条関係）

業 務 日 報

水と緑の里づくり支援員 氏名 _____

活 動 年 月 日	年 月 日
担 当 地 域	
活 動 内 容	
特 記 事 項	

様式第3号（第9条関係）

退任願い

年 月 日

（あて先）京丹後市長

水と緑の里づくり支援員 氏名 _____

次により京丹後市水と緑の里づくり支援員を退任したいので、承認して下さるようお願いいたします。

退 任 希 望 年 月 日	年 月 日
退 任 理 由	

（注）水と緑の里づくり支援員氏名欄には、支援員が署名し、又は記名押印すること。